

政令第229号

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第140号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第1条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第27項中「第2条第5号」を「第2条第1項第5号」に、「同条第7号」を「同項第7号」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第2条 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第5項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「同条第13号」を「同項第13号」に改める。

第22条の6第1項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「同条第8号」を「同項第8号」に、「同条第7号」を「同条第1項第7号」に改める。

第22条の8第32項第1号中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に改め、同項第2号中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改める。

第39条の2第2項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「同条第13号」を「同項第13号」に改め、同条第5項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「同条第7号」を「同条第1項第7号」に改める。

第39条の5第33項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に改める。

第39条の100第3項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「同条第7号」を「同条第1項第7号」に改める。

第42条の3第1項中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に、「第45条第2項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項第1号イ中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に、「同条第13号」を「同項第13号」に改める。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第3条 住宅金融公庫法施行令（昭和32年政令第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ハ中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第4条 組合等登記令（昭和39年政令第29号）の一部を次のように改正する。

第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第55条第1項第1号又は第2号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権であることができる。

別表1管理組合法人及び団地管理組合法人の項中「（昭和37年法律第69号）」を削る。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第7号中「建替え決議」の下に「又は同法第70条第1項に規定する一括建替え決議」を加える。

（公証人手数料令の一部改正）

第6条 公証人手数料令（平成5年政令第224号）の一部を次のように改正する。

第34条第5項中「第45条第1項」を「第45条第2項」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正）

第7条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成14年政令第367号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「定款」の下に「又は事業計画」を加え、同条中「法第30条第1項」を「定款の変更のうち法第30条第1項」に改め、「定款の変更のうち」を削り、同条に次の1項を加える。

2 事業計画の変更のうち法第30条第1項の政令で定める重要な事項は、施行再建マンションの敷地の区域の変更とする。

第23条第1項及び第24条中「第94条第1項」の下に「又は第3項」を加える。

第30条第2項中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同条第3項中「施行マンションとなるべきマンション」の下に「の敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）」を加え、「並びに施行再建マンションの設計の概要を」及び「並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を」を「、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正）

第8条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令（平成14年政令第379号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に改める。

第6条第5項中「第2条第6号」を「第2条第1項第6号」に、「第7条第1項」を「次条第1項」に改める。

第10条第2項中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改める。

附 則

この政令は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成15年6月1日）から施行する。